

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	次により算出された額の合計額 ① 児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールに係る改修 1自治体当たり 19,250,000円 ② 要保護児童等に関する情報共有システムに係る改修 1自治体当たり 7,700,000円 ※ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市において、①と②両方のシステムに係る改修を実施する場合には、①の基準額を適用する。	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1/2
		児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業	次により算出された額の合計額 ① 児童相談所（一時保護所を含む。） 1自治体当たり 15,000,000円 ② こども家庭センター 1市町村当たり 30,000,000円	児童相談所業務効率化促進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1/2
		児童相談所と警察との児童	次により算出された額の合計額 ① 警察署等への端末整備 1自治体当たり 30,550,000円	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情	1/2

	虐待にかかる情報共有システム構築事業	<p>② 児童相談所システム改修 1 自治体当たり 20,460,000 円</p> <p>※ 都道府県において、①と②両方を実施する場合には、①と②を合算した基準額を適用する。</p>	報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	
	児童相談所等におけるICT化推進事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>児童相談所等におけるICT化推進事業 1 か所当たり 1,000,000 円</p>	児童相談所等におけるICT化推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	<p>1 / 2</p> <p>〔市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（こども家庭センターに補助する場合を除く。）に対して都道府県が補助する場合 2 / 3〕</p>
	アウトリーチ支援・宅食事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>① アウトリーチ型支援強化 1 か所当たり 5,218,000 円</p> <p>② 中間支援法人の活用 1 都道府県当たり 60,000,000 円</p>	アウトリーチ支援・宅食事業に必要な報酬、給料、職員手当	2 / 3

		<p>(ただし、都道府県の事務に係る経費については3,000,000円を上限とする。また、実施者である中間支援法人の所要額に占める管理運営経費の割合は15%を上限とする)</p> <p>※周知啓発加算 1 都道府県当たり 28,000円</p>	<p>等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費及び賃借料等</p>	
<p>こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備</p>	<p>こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 市町村当たり</p> <p>① こども担当相談員の配置 (上限2名)</p> <p>2,715,000円×配置人数</p> <p>② 専門人材の配置</p> <p>2,983,000円</p>	<p>こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、委託料、共済費、扶助費及び負担金等</p>	1/2
<p>虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援</p>	<p>虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 生活支援物資の提供等</p> <p>1 都道府県・指定都市当たり</p> <p>34,688,000円</p> <p>2 相談支援の実施等</p> <p>① 常勤職員を配置した場合</p> <p>ア.1 都道府県当たり (②を含め上限3名)</p> <p>6,605,000円×配置人数</p> <p>イ.1 指定都市当たり (②を含め上限1名)</p> <p>6,605,000円</p> <p>② 非常勤職員を配置した場合</p> <p>ア.1 都道府県当たり (①を含め上限3名)</p> <p>5,333,000円×配置人数</p> <p>イ.1 指定都市当たり (①を含め上限1名)</p> <p>5,333,000円</p>	<p>虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保管料、広告料、手数</p>	10/10

				料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費等	
児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業	児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業	次により算出された額の合計額 1 児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業 (1) 児童相談所への定着支援アドバイザーの配置 児童相談所1か所当たり 19,994,000円		児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保管料、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費等	1/2
		(2) VR等を活用した研修システム作成事業 社会福祉法人横浜博萌会(間接補助) 公益財団法人こども財団(間接補助) 1テーマ当たり 50,000,000円		VR等を活用した研修システム作成事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費等	定額
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	次により算出された額の合計額 1 生活支援費 1人当たり月額 50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。		児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、	9/10

	<p>(直接補助・都道府県実施分)</p>	<p>2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額(管理費及び共益費を含む) ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額(都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額)の範囲内とする。</p> <p>3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限250,000円とする。</p> <p>4 事務費 1都道府県当たり 4,800,000円</p>	<p>報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費</p>	
	<p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(間接補助・団体実施分)</p>	<p>次により算出された額の合計額に9/10を乗じて得た額</p> <p>1 生活支援費 1人当たり月額 50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。</p> <p>2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額(管理費及び共益費を含む) ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額(都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額)の範囲内とする。</p> <p>3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限250,000円とする。</p> <p>4 事務費 1都道府県当たり 4,800,000円</p>	<p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費 (注)都道府県が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところによ</p>	<p>定 額</p>

				り、都道府県が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。	
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親支援センター等開設支援事業分）	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親支援センター等開設支援事業分）	次により算出された額の合計額 1 里親支援センター ① 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 ② 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 2 社会的養護自立支援拠点事業所 ・ 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 3 妊産婦等生活援助事業所 ・ 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親支援センター等開設支援事業分）に必要な改修費、設備整備費及び備品購入費	1 / 2 又は 2 / 3 (注1) 〔市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3〕 〔1 ①の事業を実施する場合 3 / 4〕	
地域障害児支援体制強化事業	地域障害児支援体制強化事業	次により算出された額の合計額 1 地域障害児支援体制強化事業 (1) 児童発達支援センター等の機能強化等 ・ 児童発達支援センター等の機能強化 児童発達支援センター1箇所当たり 7,301,000 円 ・ 地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進 児童発達支援センター1箇所当たり 1,772,000 円 ・ 母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進 児童発達支援センター1箇所当たり 738,000 円 (2) 巡回支援専門員整備 1市町村当たり 5,572,000 円	地域障害児支援体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役務費（通信運搬費、手数	1 / 2	

				料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等総合支援事業	次により算出された額の合計額 1 医療的ケア児等総合支援事業 (1) 別に定める実施要綱の4の(1)～(7)の事業を行う場合で、このうち4の(1)の事業の実施が含まれる場合 1 都道府県当たり 8,625,000円 ※ 4の(1)事業において医療的ケア児等コーディネーターを常勤換算で2人以上置く場合は、2人目以降、1人につき5,044,000円を加算する。 なお、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、当該都道府県の19歳以下の人口23万人につき1人を国庫補助上の上限とする。(当該年度の前々年度の1月1日時点の人口を基本とする。) (2) (1)に該当しない場合 1 自治体当たり 5,141,000円 (3) 別に定める実施要綱の4の(8)の事業を行う場合 ・一時預かり 医療的ケア児1人当たり 年額180,000円 ・環境整備 1自治体当たり 300,000円		医療的ケア児等総合支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	1/2
地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業	1 都道府県当たり 8,500,000円 1 指定都市当たり 7,700,000円 1 中核市、特別区又は保健所政令市当たり 4,500,000円		地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃	1/2

				料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	
地域支援体制整備サポート事業	地域支援体制整備サポート事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額		地域支援体制整備サポート事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10/10
地域障害児支援体制充実のためのICT推進事業	ICT導入モデル事業(直接的補助・都道府県・指)	次により算出された額の合計額 1施設又は事業所当たり 1,000,000円		ICT導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借	1/2

	定都市・中核市実施分)		料、工事請負費、備品購入費、補助金	
	ICT導入モデル事業のための研修事業	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 272,000 円	ICT導入モデル事業のための研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1 / 2
	ICT導入モデル事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000 円	ICT導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	2 / 3
	オンライン環境整備事業（直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等 1 箇所当たり 800,000 円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1 / 2
	オンライン環境整備事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等 1 箇所当たり 800,000 円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	2 / 3

(注1)「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う1②の事業については、補助率を2/3とする。